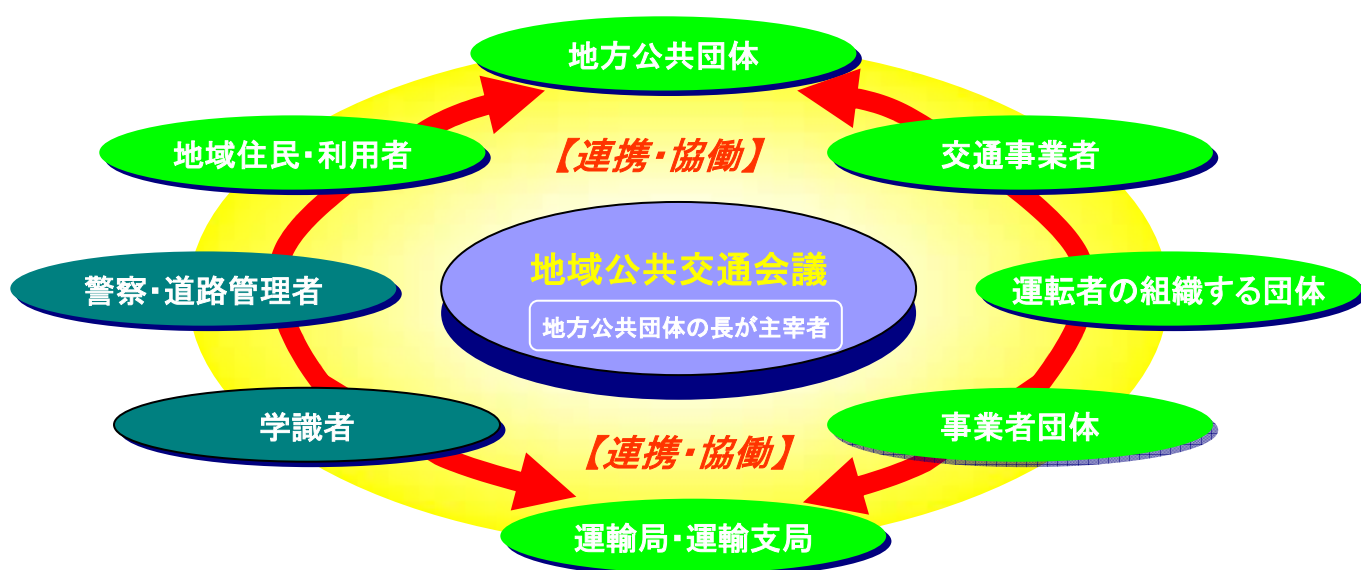
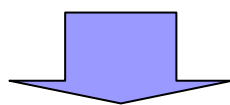


地域公共交通会議とは？

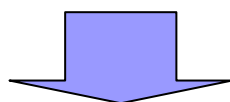
「地域公共交通会議」は、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバス運行の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられました。



地域での合意・形成



経路の設定(路線の新設・変更)、停留所の設置や運賃設定等の手続きが簡略・弾力化



地域の多様なニーズに的確に対応した運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現

構成員とその役割は？

「地域公共交通会議」の構成員は、道路運送法施行規則第9条の3第1項で規定されているメンバーを必ず委員としていただく必要があります。ただし、同法施行規則第9条の3第2項で規定されている、道路管理者、警察、学識経験者等は、主宰する地方公共団体が必要と判断し構成員に加えることが可能となっています。

構成員の主な役割	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の移動手段確保に対する責任者 ・地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な視点からの指導・助言 ・複数市町村の取組みに対する調整
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定への参画 ・地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画
運転者が組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件及び労働環境からの意見・提言
事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言
学識者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の合意形成を図る上での助言
運輸局・運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・先進事例等、各地での取組みの情報提供 ・地域の公共交通のあり方に関する指導

主宰者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催はもとより、地域の乗合輸送に関する相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者への苦情等に対応するため窓口を設置していただきます。 ・道が主宰者である場合についても、市町村において同様の窓口を設ける必要があります。 ・利用者等からの苦情等の連絡を受けた場合には、輸送の安全の確保等を通じ適切な運営を確保するため、構成員に通知を行い、地域公共交通会議で対応を協議し必要な指導を行っていただきます。

具体的に何を行うのですか？

「地域公共交通会議」においては、地域の実情に応じた乗合運送の形態やサービス水準等について、具体的な協議を行うこととなっており、協議が整った内容を変更する場合においても協議を行うこととなります。また、持続可能な地域交通ネットワークを構築するうえで、必要に応じ、地域の交通計画を策定することもできます。

具体的な協議内容

- 運行の形態
- 運賃及び料金
- 路線、営業区域、使用車両等の事業計画
- 運行時刻等の運行計画
- 市町村有償運送の必要性
- 収受する対価
- 等

どのように会議を行えばいいのですか？

まず、地域公共交通会議を設置したときは公表していただきます。また、協議事項を記載した議事概要を公開するなど、会議は公開の原則により行っていただきます。

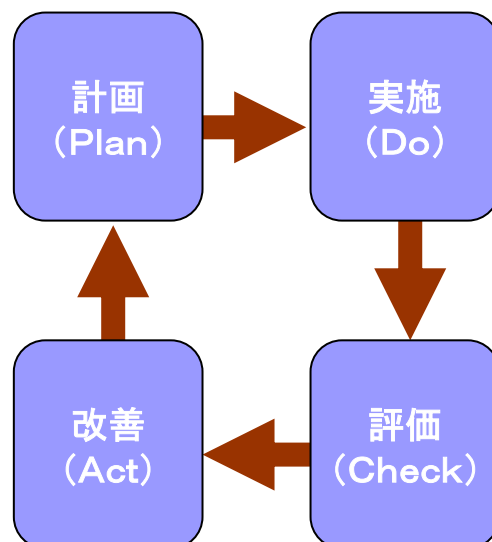
会議での合意事項は関係者が責任を持って実行していただくこととなります。その後、継続的に見直しを行うためのフォローアップを行うことにより、地域の公共交通を育てていきます。

幹事会(地域検討会)の活用

- ・申請内容の事前審査
- ・関係者の合意に関する部分を除き、公共交通会議の円滑な運営のための方法の審査 等

報告

地域公共交通会議



北見市地域公共交通会議設置要綱

（目 的）

第1条 市内における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）の規定に基づき、北見市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市内における地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) その他交通会議が必要と認める事項

（組 織）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者により構成し、市長が委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (4) 市民（バス利用者）の代表
- (5) 各自治区まちづくり協議会の代表
- (6) 公共交通に関する学識を有する者
- (7) 北見警察署が指名する者
- (8) 北海道運輸局北見運輸支局が指名する者
- (9) 北海道開発局網走開発建設部が指名する者
- (10) オホーツク総合振興局が指名する者
- (11) 北見市副市長
- (12) 北見市長が指名する職員

2 第1項第1号から第3号、第7号から第10号及び第12号で掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、北見市副市長をもって充て、会務を総括する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 交通会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、交通会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見・説明等を求めることができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱い等については、十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。

(協議結果の取扱)

第7条 関係者は、交通会議で協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議は、第2条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会をおくことができる。

2 幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、北見市企画財政部地域振興室において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月21日から施行する。

北見市の公共交通の現状について

平成 23 年 1 月

北見市企画財政部地域振興室
(地域交通対策担当)

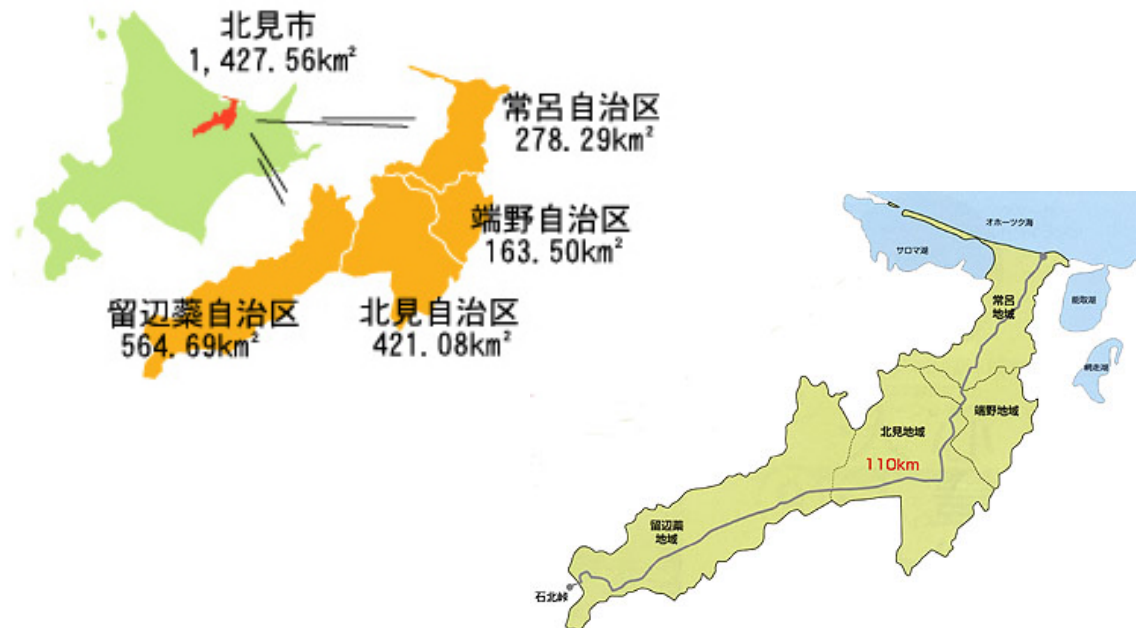
目 次

I. 北見市の地勢	1
II. 北見市の人口	1
III. 北見市における公共交通の現状	2
1. 路線バス	2
2. タクシー	3
3. 鉄道	3
4. 航空	3
5. スクールバス	3
IV. 北見バス利用者の推移	4
V. バス路線に対する補助金等の推移	4

I. 北見市の地勢

平成18年3月5日、北見市、端野町、常呂町、留辺蘂町が合併し、新「北見市」が誕生しました。

北見市は北海道の東部に位置するオホーツク圏最大の都市です。面積は 1、427.56k m²で東京 23 区の 2.3 倍にあたり、北海道では第 1 位、全国で第 4 位の広さです。また、東西に延びる道路の距離は東京駅から箱根までの距離に相当する約 110km です。



II. 北見市の人口

平成 22 年 12 月 31 日現在の住民基本台帳における北見市の総人口は 125,512 人で、各自治区においては以下のとおりになっています。

	年少人口 0~14 歳	生産年齢人口 15~64 歳	高齢人口 65 歳以上	合 計		
					うち 75 歳以上	75 歳以上 を占める割合
北見自治区	13,569 人	68,638 人	25,933 人	108,140 人	(12,607 人)	(11.7%)
端野自治区	689 人	3,122 人	1,410 人	5,221 人	(752 人)	(14.4%)
常呂自治区	524 人	2,565 人	1,367 人	4,456 人	(770 人)	(17.3%)
留辺蘂自治区	631 人	4,192 人	2,872 人	7,695 人	(1,560 人)	(20.3%)
北見市全体	15,413 人	78,517 人	31,582 人	125,512 人	(15,689 人)	(12.5%)

Ⅲ. 北見市における公共交通の現状

1. 路線バス

(1) 市営バス

① 北見市営バス

生活路線バス	常呂自治区内を運行
	1 栄浦線、2 鑑沸線（トウフツ）
通院バス	常呂自治区内の通院バスとして、栄浦地域を除くほぼ全域に3路線を週2回運行

(2) 民間バス

① 北見バス

生活路線バス	北見バスターミナルを中心に23路線の路線バスを運行
	1 三輪・小泉線、2 高栄団地線、3 若葉線、 4 緑ヶ丘団地線、5 温根湯線、6 勝山線、7 陸別線、 8 美幌・津別線、9 美山線、10 東陵運動公園線、 11 春光町線、12 小泉・光の苑線、13 卸売団地線、 14 光西町線、15 北光線、16 遠北線、17 厚和線、 18 豊地線、19 常呂線、20 北陽線、21 若松線、 22 大正線、23 瑞穂線
都市間バス	網走－札幌、北見－旭川、北見－釧路間の3路線
空港直行バス	北見－女満別空港（大空町）間を運行

② 網走バス

生活路線バス	北見（常呂自治区）－網走を結ぶ路線バスを運行
	1 常呂線、2 サロマ湖栄浦線

2. タクシー

北見市ハイヤー組合加入会社（北見北交ハイヤー、金星ハイヤー、北見タクシー）、北見個人タクシー協同組合加入会社、組合等未加入業者などがタクシーを運行。

3. 鉄道

網走－北見－札幌を結ぶ列車を北海道旅客鉄道(株)(JR北海道)が運行しています。

- ①特急列車（網走－北見－札幌）1日4便運行
- ②特別快速（北見－旭川）1日1便運行
- ③その他普通列車が複数運行

4. 航空

女満別から新千歳、東京、関西、名古屋の空を結ぶ路線として、(株)日本航空インターナショナル（JAL）、(株)北海道エアシステム（HAC）、全日本空輸(株)（ANA）、北海道国際航空(株)（AIR DO）の4つの航空会社が運行しています。

- ①女満別－東京間は1日7便運行
- ②女満別－新千歳間は1日5便運行
- ③女満別－関西間は6～10月までの間1日1便、全日本空輸(株)が臨時運行（毎年変動あり）
- ④女満別－名古屋間は1日1便ずつ全日本空輸(株)が通年運行（毎年変動あり）

5. スクールバス

学校統廃合した地域でスクールバスを運行

※端野自治区では、一部路線にて一般住民を混乗しています。

北見自治区	1 上ところ方面 2 富里方面 3 北陽方面 4 美里方面
端野自治区	1 川向・協和線 2 三区・川向線 3 忠志・豊実・北登線 4 緋牛内
常呂自治区	1 日吉・福山・豊川方面 2 岐阜・富丘・共立方面
留辺蘂自治区	1 厚和・大和方面

IV. 北見バス利用者の推移

1. 北見バスを利用した乗客数の推移

期 間 平成 12 年度から平成 21 年度（10 年間）

状 況 平成 14 年度にピークを迎えるが平成 18 年度まで減少し、その後、徐々に増加しつつも全体的には微減傾向にあります。



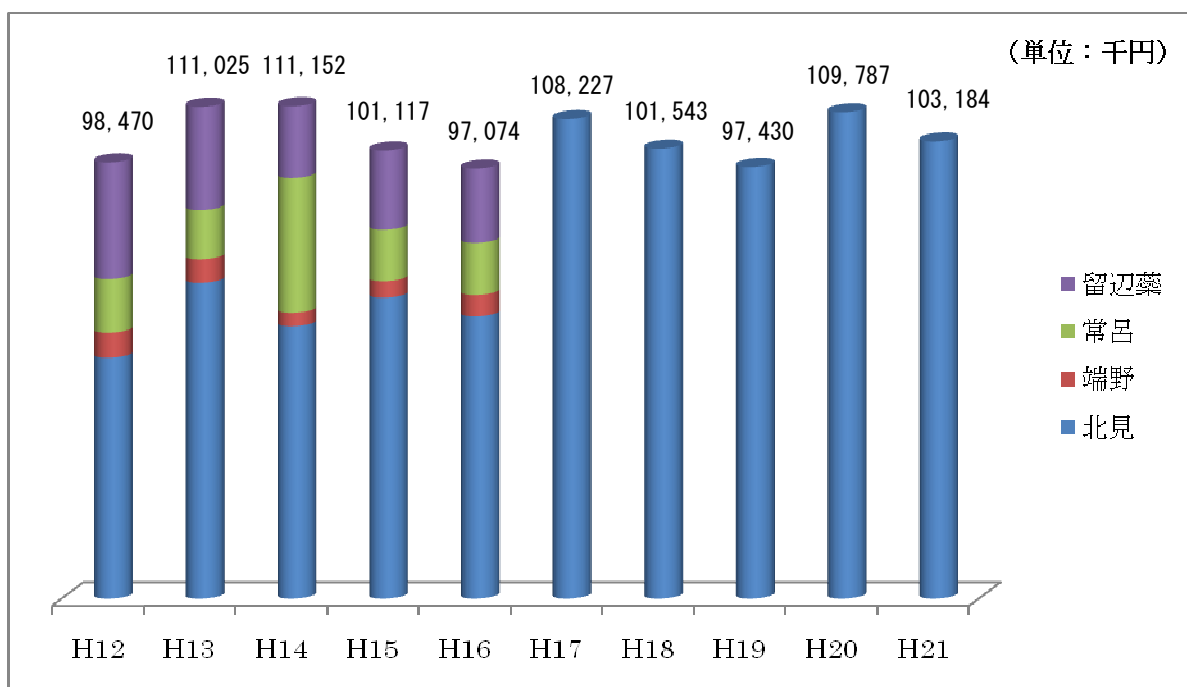
出典：北海道北見バス(株)

V. バス路線に対する補助金等の推移

1. 北見市バス路線維持対策補助金の推移

期 間 平成 12 年度から平成 21 年度（10 年間）

状 況 北見市が負担している補助金及び負担金は毎年度に増減するものの、10 年間ベースで見るとほぼ横ばい傾向となっています。



まちづくり協議会からの答申について

1. 協議経過

まち協名	期 日	回数	会 場
北 見	7 / 23 ~ 11 / 30	6回	北見経済センター
端 野	9 / 7 ~ 11 / 24	4回	端野総合支所
常 呂	9 / 6 ~ 12 / 3	4回	常呂総合支所
留辺蘂	8 / 30 ~ 11 / 25	6回	留辺蘂中央公民館

2. 答申内容

●北見自治区

- 1) 既存バス路線に対する提言
 - ・市内バス路線統一料金区間の延長
- 2) 新規路線に対する提言
 - ・西部地区に新たな循環バスの導入
 - ・夕陽ヶ丘通りを通る路線バスの導入（現在試験運行中）
- 3) 交通空白地への対応
 - ・交通空白地に対する新たな交通手段の導入を検討
 - ・公共・商業施設を拠点バス停とし、既存路線バスとデマンド交通との接続
- 4) 環境問題への重要性
 - ・公共交通の乗り物に環境にやさしいバイオディーゼル燃料（BDF）を使用するなど、市民の環境意識の向上が必要

●端野自治区

- 1) 既存バス路線に対する提言
 - ・東9号までの市内路線バスを端野総合支所まで延長
- 2) 交通空白地への対応
 - ・乗り継ぎ拠点を設け、各地域を結ぶ交通手段の検討
 - ・スクールバスの全路線での一般混乗の実現

●常呂自治区

1) 既存バス路線に対する提言

- ・北見・常呂線の経路・運行ダイヤ・料金設定の見直し検討

2) 利用者側からの意見

- ・重複路線の再編（通院バス・スクールバス）
- ・無料パスを廃止し、地域の実情に合った助成チケット制度の導入

●留辺蘂自治区

1) 既存バス路線に対する提言

- ・乗り継ぎ時間の調整が必要
- ・交通量の少ない地域のフリー乗降の推進
- ・待合施設や車両等のバリアフリー化への改善

2) 利用者側からの意見

- ・厚和地区の交通施策の見直し（既存路線バス・スクールバス）

3) 環境問題への重要性

- ・ノーマイカーデーの取り組み

●同一提言

1) 環境問題への重要性

- ・公共交通車両等の環境対応車の導入

2) 隣接市町との交通網の確保

- ・他都市との公共交通の維持・確保

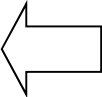
3) 実態調査の実施

- ・公共交通機関の必要性の実態・意向調査の実施
- ・試験運行の積極的な実施

4) その他

- ・ユニバーサルデザインを意識した車両の導入
- ・市民意識啓発のための施策が必要

今後のスケジュールについて

年月	概	要
H23. 1	第1回地域公共交通会議の設置 ・要綱・事業計画等の報告 ・答申内容報告 ・今後のスケジュール 等	 { 北見まちづくり協議会答申 端野まちづくり協議会答申 常呂まちづくり協議会答申 留辺蘂まちづくり協議会答申
H23. 2		交通基本法案が通常国会に提案
H23. 3	第2回地域公共交通会議の開催 ・国の動向について ・23年度の方角性について 等	
H23年度 上期	第1回地域公共交通会議の開催 ・地域交通計画の策定について	地域公共交通確保維持改善事業の申請
H23年度 中期	第2回地域公共交通会議の開催 ・新たな公共交通手段の検討 ・地域交通計画の策定について [アンケート等の分析作業 計画策定の進捗状況 等]	
H23年度 下期	第3回地域公共交通会議の開催 ・新たな公共交通手段の検討 ・地域交通計画の策定について 等 新たな公共交通手段の試験運行	
H24年 度以降	随時地域公共交通会議の開催 新たな公共交通手段の試験運行・導入	地域公共交通確保維持改善事業の申請・承認

